



## 定期予防接種実施について

長期療養などのやむを得ない理由により、規定された接種期間に定期予防接種を受けられなかった方の接種機会を確保します。

## ◎ 対象者

下記①～⑤にあてはまる理由により、既定の期間内に定期予防接種を受けられなかった接種当日時点で川俣町に住民票がある者。ただし、やむを得ず受けられなかった場合に限る。

- ① 別表に掲げる疾患にかかったこと
- ② 臓器の移植を受けた後、免疫の機能を抑制する治療を受けたこと
- ③ 医学的知見により、①②に準ずると認められること
- ④ 災害、ワクチンの大幅な供給不足その他これに類する事由が発生したこと
- ⑤ 虐待やネグレクト等

## ◎ 対象となる予防接種

- ①五種混合 ②三種混合 ③二種混合 (DT) ④不活化ポリオ
- ⑤Hib 感染症 ⑥小児肺炎球菌感染症 ⑦B型肝炎 ⑧BCG (結核)
- ⑨麻しん風しん混合 (MR) ⑩麻しん ⑪風しん ⑫水痘 ⑬日本脳炎
- ⑭子宮頸がん予防ワクチン (HPV) ⑮高齢者肺炎球菌感染症 ⑯高齢者帯状疱疹

## ◎ 対象期間

長期療養等のやむを得ない特別の事情がなくなった日から起算して2年を経過する日まで。ただし、下記①～⑤は例外とする。

- ①高齢者肺炎球菌感染症及び高齢者帯状疱疹：特別の事情がなくなった日から起算して1年
- ②ジフテリア・百日咳・急性灰白髄炎・破傷風：15歳に達するまで (五種混合ワクチンを使用する場合)
- ③Hib 感染症：10歳に達するまで ※五種混合ワクチンを使用する場合は15歳に達するまで
- ④小児肺炎球菌：6歳に達するまで
- ⑤結核：4歳に達するまで

## ◎ 申請から接種の流れ

## ① 申請

接種を受ける前に、必要書類ア～エを川俣町に提出する。

- ア 長期療養者等のための定期予防接種に関する申請書 (様式第1号)
- イ 長期療養を必要とする疾病に罹った者等の定期予防接種に関する特例措置対象者該当理由書 (様式第2号)
- ウ 母子健康手帳
- エ 被接種者と申請者の本人確認書類 (マイナンバーカード等)

## ② 決定通知

認定決定後、川俣町より川俣町長期療養者等のための定期予防接種に関する決定通知書が届く。

## ③ 決定通知、母子手帳、予診票をもって、医療機関で予防接種を接種する。



申請・問い合わせ先

川俣町役場 保健福祉課 健康増進係

〒960-1492 福島県伊達郡川俣町字五百田30番地

電話 024-566-2111 (内線 2202)